

輸送条件書

1 業務内容

- (1) 仕向地までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L／Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保（受注者の任意とする）
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 仕向港/到達地空港から仕向地までの内陸輸送¹
- (11) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 船積港/出発地空港 _____ 港/空港（受注者の手配による）
- (2) 仕向港/到達地空港 _____ 国
 - 海上輸送： Port
 - 航空輸送： International Airport
- (3) 仕向地：
 - （宛名）
 - （住所）
- (4) 輸送対象機材
 - 海上輸送：別添リスト（海送）のとおり。
 - 航空輸送：別添リスト（空送）のとおり。²
- (5) 業務の範囲
 - 仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）³

¹ 例外的に仕向地を港又は空港とすることがあるが、その場合この項目を削除

² 全アイテムが同一輸送方法の対象となる場合には、「全アイテム航空輸送」の様に記載。

³ 例外的に仕向地を港又は空港とすることがあるが、その場合「仕向港/到達地空港 における荷卸しまで」とする。

(6) 安全かつ迅速な輸送

受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。

海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。

(ア) 船齢は15歳以下

(イ) 国際船級協会連合(IACS)の正会員または準会員の船級を有していること

(ウ) 国際総トン数1000トン以上

(7) 積替え条件

途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

(8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

①相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

②通関に日数を要した場合の保管料

通常に通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

(9) 仕向港から仕向地までの陸上輸送

現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。

(10) その他注意事項

機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちやRO/RO 船のランプウェイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで(保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む)に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

(航空輸送の場合、原則として出発予定日の 14 営業日前までに①②③⑪を提出のこと)

提出書類名	海上輸送	航空輸送
① 海上輸送: Bill of Lading 注 1	正 3 部、写 2 部	
航空輸送: Air Waybill 注 2		正 1 部、写 1 部
② Invoice 注 3	正 1 部 写 2 部	正 1 部、写 1 部
③ Packing List 注 3	正 1 部 写 2 部	正 1 部、写 1 部
④ 保険証券 / Marine Cargo Policy 注 2	正 2 部、写 1 部	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書 / Debit Note 注 2	正 2 部	正 2 部
⑥ 検量証明書 注 4	必要に応じて	不要
⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 1 部	必要に応じて
⑧ 領事査証	必要に応じて	
⑨ 梱包材熱処理証明書等 注 5	必要に応じて	
⑩ 非木材証明書	必要に応じて	
⑪ 輸送日程報告カード (確定)	電子データ 1 部	電子データ 1 部
⑫ 輸出許可通知書	正 1 部	正 1 部

注 1 B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向港/到達地空港までの一貫した輸送責任を有する運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。⁴

注 2 原本が PDF の場合は正の提出は不要とする。

注 3 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

注 4 海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

注 5 経由地で必要な場合も取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

(Notify Party)

① Same as consignee

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

(その他国別の特別な記載事項あれば記載)

以上

⁴ 仕向港/到達地空港から仕向地までの輸送も受注者が行う場合は、この一文を以下のように改める。

注 1 B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport (Multimodale) B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。